

広島市規則第45号

令和8年3月31日

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

広島市長 松 井 一 實

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和57年広島市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第4号中「4時間程度」を「3時間程度」に改め、同条第2項第4号中「3,600円」を「3,900円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。